

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第1号	さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例	監 査 課	令和2年3月23日
条例第2号	さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例	I C T 政 策 課	令和2年3月23日
条例第3号	さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例	人 事 課	令和2年3月23日
条例第4号	さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例	環 境 薬 事 課	令和2年3月23日
条例第5号	さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例	建 築 行 政 課	令和2年3月23日
条例第6号	さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例	査 察 指 導 課	令和2年3月23日
条例第7号	さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例	博 物 館	令和2年3月23日
条例第8号	さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 人 事 課	令和2年3月23日
条例第9号	さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例	教 職 員 給 与 課	令和2年3月23日
条例第10号	さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例	福 祉 総 務 課	令和2年3月23日
条例第11号	さいたま市児童相談所条例の一部を改正する条例	児 童 相 談 所	令和2年3月23日
条例第12号	さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例	青 少 年 育 成 課	令和2年3月23日
条例第13号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和2年3月23日
条例第14号	さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例	高 等 看 護 学 院	令和2年3月23日
条例第15号	さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例	食 品 ・ 医 薬 品 安 全 課	令和2年3月23日
条例第16号	さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例	生 活 衛 生 課	令和2年3月23日
条例第17号	さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例	環 境 対 策 課	令和2年3月23日
条例第18号	さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	病 院 総 務 課	令和2年3月23日
条例第19号	さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例	区 政 推 進 部	令和2年3月23日
条例第20号	さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例	市 民 協 働 推 進 課	令和2年3月23日

条例番号	条 例 名	所 管 名	公 布 年 月 日
条例第 2 1 号	さいたま都市計画事業大宮駅西口第四地区 区画整理事業施行規程等の一部を改正する 条例	市 街 地 整 備 課	令和2年3月23日
条例第 2 2 号	さいたま都市計画事業東浦和第一地区区画 整理事業施行規程を廃止する条例	東浦和まちづくり事務所	令和2年3月23日
条例第 2 3 号	さいたま都市計画事業江川地区区画整理事業 施行規程の一部を改正する条例	岩槻まちづくり事務所	令和2年3月23日
条例第 2 4 号	さいたま市下水道事業の設置等に関する条例 及びさいたま市水道事業の設置等に関する 条例の一部を改正する条例	下 水 道 総 務 課	令和2年3月23日
条例第 2 5 号	さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関 する条例の一部を改正する条例	消 防 企 画 課	令和2年3月23日
条例第 2 6 号	さいたま市国民健康保険税条例の一部を改 正する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和2年3月31日
条例第 2 7 号	さいたま市国民健康保険条例の一部を改正 する条例	国 民 健 康 保 険 課	令和2年4月14日
条例第 2 8 号	さいたま市後期高齢者医療に関する条例の 一部を改正する条例	年 金 医 療 課	令和2年5月1日
条例第 2 9 号	さいたま市市長等の給与の特例に関する条 例	職 員 課	令和2年5月8日
条例第 3 0 号	さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に 関する条例	議 員 提 案	令和2年5月8日

# さいたま市条例第1号

## さいたま市監査委員条例の一部を改正する条例

さいたま市監査委員条例（平成13年さいたま市条例第10号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(請求又は要求による監査) 第10条 法第75条第3項及び第5項の規定による送付、公表及び提出、 <u>法第199条第9項及び第13項の規定による提出及び公表</u> （議会の請求又は市長の要求に係る結果に関するものに限る。）、法第235条の2第3項及び地方公営企業法第27条の2第2項の規定による提出（市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。）並びに法第243条の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の規定による決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。	(請求又は要求による監査) 第10条 法第75条第3項の規定による監査の結果に関する報告の送付、公表及び提出、 <u>法第98条第2項の規定による監査の結果に関する報告、法第199条第9項の規定による監査の結果に関する報告の提出及び公表</u> （市長の要求に係る結果に関するものに限る。）、法第235条の2第3項並びに <u>地方公営企業法第27条の2第2項の規定による監査の結果に関する報告の提出</u> （市長又は管理者の要求に係る結果に関するものに限る。）並びに法第243条の2第3項（地方公営企業法第34条において準用する場合を含む。）の賠償責任の有無及び賠償額の決定は、請求又は要求のあった日から60日以内にこれを行わなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第2号

さいたま市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市個人番号の利用に関する条例（平成27年さいたま市条例第60号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（第4条関係）			別表第2（第4条関係）		
機関	事務	特定個人情報	機関	事務	特定個人情報
1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」とい	1 市長	[略]	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による中国残留邦人等支援給付若しくは配偶者支援金の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）、生活保護法による保護の実施若しくは就労自立給付金の支給若しくは生活保護準用事務に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）、介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施若しくは保険料の徴収に関する情報（以下「介護保険給付等関係情報」という。）、国民健康保険法

う。)、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報(以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。))又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。))であ

(昭和33年法律第192号)若しくは高齢者の医療の確保に関する法律(昭和57年法律第80号)による医療費に関する給付の支給若しくは保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)、さいたま市国民健康保険税条例(平成14年さいたま市条例第28号)による国民健康保険税の賦課徴収に関する情報(以下「国民健康保険税賦課徴収情報」という。)、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)による身体障害者手帳若しくは精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)による精神障害者保健福祉手帳に関する情報(以下「障害者関係情報」という。))、児童福祉法(昭和22年法律第164号)による養育里親の登録に関する情報、子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施に関する情報(以下「地域子ども・子育て支援事業情報」という。))又は児童福祉法による保育所における費用の徴収に関する情報(以下「保育所費用徴収情報」という。))であって規則で定めるもの

		って規則で定めるもの
2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金若しくは <u>進学準備給付金</u> の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
3～5 [略]		
6 市長	[略]	生活保護関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
8・9 [略]		
10 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報

2 市長	生活保護法による保護の決定及び実施、就労自立給付金の支給、保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの	[略]
3～5 [略]		
6 市長	[略]	生活保護関係情報、 <u>障害者関係情報</u> 、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
7 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、障害者関係情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、 <u>地方税関係情報</u> 又は児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報であって規則で定めるもの
8・9 [略]		
10 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報

		報、医療保険給付関係情報、 <u>国民健康保険税賦課徴収情報</u> 、障害者関係情報、措置入所等関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの			報、医療保険給付関係情報、障害者関係情報、措置入所等関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による障害児通所支援若しくは障害児入所支援に関する情報、特別児童扶養手当関係情報又は特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当若しくは国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報（以下「障害児福祉手当等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
1 1	[略]		1 1	[略]	
1 2	市長	[略]	1 2	市長	[略]
		中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報、 <u>年金給付関係情報</u> 、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費若しくは障害児入所医療費の支給若しくは療育の給付に関する情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における			中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報、児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、肢体不自由児通所医療費若しくは障害児入所医療費の支給若しくは療育の給付に関する情報、児童福祉法による助産施設における助産の実施若しくは母子生活支援施設における

		活支援施設における保護の実施に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担若しくは療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの			保護の実施に関する情報、母子保健法（昭和40年法律第141号）による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報又は感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）による費用の負担若しくは療養費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
13～23	[略]		13～23	[略]	
24 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、市営住宅家賃情報、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に	24 市長	[略]	中国残留邦人等支援給付等関係情報、生活保護関係情報、介護保険給付等関係情報、医療保険給付関係情報、国民健康保険税賦課徴収情報、障害者関係情報、市営住宅家賃情報、特定疾病児童等日常生活用具給付等事務に関する情報、心身障害者福祉手当支給事務に関する情報、補装具自己負担額助成に関する事務に関する情報、ひとり親医療費等助成事務に関する情報、措置入所等関係情報、自立支援給付関係情報、地方税関係情報、児童扶養手当関係情報、特別児童扶養手当関係情報、障害児福祉手当等関係情報、母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金に関する情報、戦傷病者戦没者遺族等援護法（昭和27年法律第127号）に

		<p>よる援護に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、年金給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業情報、<u>保育所費用徴収情報又は難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）による特定医療費の支給に関する情報</u>であって規則で定めるもの</p>			<p>よる援護に関する情報、母子保健法による養育医療の給付若しくは養育医療に要する費用の支給に関する情報、児童手当法（昭和46年法律第73号）による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報、年金給付関係情報、地域子ども・子育て支援事業情報又は<u>保育所費用徴収情報</u>であって規則で定めるもの</p>		
25～31		[略]		25～31		[略]	
32	市長	[略]	生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの	32	市長	[略]	<u>中国残留邦人等支援給付等関係情報</u> 、生活保護関係情報又は地方税関係情報であって規則で定めるもの
33・34		[略]		33・34		[略]	
35	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律による <u>特定医療費の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの	[略]	35	市長	難病の患者に対する医療等に関する法律（ <u>平成26年法律第50号</u> ）による <u>特定医療費の支給に関する事務</u> であって規則で定めるもの	[略]

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第3号

### さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市職員の分限に関する手続及び効果に関する条例（平成13年さいたま市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項及び第4項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果並びに失職の特例に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p><u>(失職の特例)</u></p> <p>第5条 任命権者は、禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された職員については、その罪が過失によるものであり、かつ、情状を考慮して特に必要があると認めるときは、その職を失わないものとすることができる。</p> <p>2 前項の規定によりその職を失わないものとされた職員が当該刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、当該取消の日においてその職を失うものとする。</p> <p>第6条 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第28条第3項の規定に基づき、職員の意に反する降任、免職及び休職の手続及び効果に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>第5条 [略]</p>

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

## さいたま市条例第4号

### さいたま市衛生関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市衛生関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第312号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～16 [略]		1～16 [略]	
17 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第4条第2項</u> の規定による毒物又は劇物の販売業の登録申請に対する審査	[略]	17 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号） <u>第4条第3項</u> の規定による毒物又は劇物の販売業の登録申請に対する審査	[略]
18 毒物及び劇物取締法 <u>第4条第3項</u> の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	[略]	18 毒物及び劇物取締法 <u>第4条第4項</u> の規定による毒物又は劇物の販売業の登録の更新の申請に対する審査	[略]
19～57 [略]		19～57 [略]	

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第5号

さいたま市建築等関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市建築等関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～68 [略]		1～68 [略]	
68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項、 <u>第80項</u> 及び備考第8項において「省令」という。） <u>第10条第1号イ(2)及びロ(2)</u> に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。）(1)～(6) [略]	[略]	68の2 低炭素建築物新築等計画の認定申請に対する審査（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。第73項から第75項まで、第77項、第79項及び <u>第80項</u> において「省令」という。） <u>第8条第1号イ(2)及びロ(2)</u> に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分の審査に限る。）(1)～(6) [略]	[略]
69～74 [略]		69～74 [略]	
75 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）(1) [略] (2) 前号以外の場合で、省令 <u>第10条第2号イ及びロ</u> に定める基準に適合するものア・イ [略] (3) 第1号以外の場合で、省令 <u>第10条第1号イ(1)</u> 及び	<u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額</u> [略] [略] [略]	75 建築物省エネ法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）(1) [略] (2) 前号以外の場合で、省令 <u>第8条第2号イ及びロ</u> に定める基準に適合するものア・イ [略] (3) 第1号以外の場合で、省令 <u>第8条第1号イ(1)</u> 及びロ	次に掲げる額を合算して得た金額 [略] [略] [略]

<p>ロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p>	<p>[略]</p>	<p>(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p>	<p>[略]</p>
<p>76 [略]</p>		<p>76 [略]</p>	
<p>77 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、省令第10条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの ア・イ [略]</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第10条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p>	<p><u>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算して得た金額。ただし、新たに追加される建築物については、第75項各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を合算して得た金額とする。</u></p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>	<p>77 建築物省エネ法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 前号以外の場合で、省令第8条第2号イ及びロに定める基準に適合するもの ア・イ [略]</p> <p>(3) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p> <p>(4) 第1号以外の場合で、省令第8条第1号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合する非住宅用途を含む建築物の非住宅部分 ア～カ [略]</p>	<p>次に掲げる額を合算して得た金額</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p> <p>[略]</p>
<p>78 [略]</p>		<p>78 [略]</p>	
<p>79 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>	<p>79 建築物省エネ法第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</p>	<p>[略]</p>

- (1)・(2) [略]  
 (3) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)又は同号イ(3)及びロ(3)に定める基準に適合するもの  
 ア・イ [略]  
 (4)・(5) [略]

80 [略]

備考

1～5 [略]

6 第68項第2号及び第69項第2号において「床面積の合計」とは、建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号）Iの第2の2の2-3(2)ロの規定により設計一次エネルギー消費量を算定した場合においては、住宅の用途を含む低炭素建築物の共用部分の床面積を除いたものとする。

7 [略]

8 第75項第1号イ及び第2号イ、第77項第1号イ及び第2号イ並びに第79項第1号イ、第2号イ及び第3号イにおいて「床面積の合計」とは、省令第4条第3項第2号の規定により設計一次エネルギー消費量を算出した場合においては、共用部分の床面積を除いたものとする。

- (1)・(2) [略]  
 (3) 第1号以外の場合で、省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に定める基準に適合するもの  
 ア・イ [略]  
 (4)・(5) [略]

80 [略]

備考

1～5 [略]

6 [略]

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第6号

さいたま市消防関係事務手数料条例の一部を改正する条例

さいたま市消防関係事務手数料条例（平成13年さいたま市条例第74号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務の種類	手数料の額	事務の種類	手数料の額
1～22 [略]		1～22 [略]	
23 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定による同法第49条第1項に規定する容器再検査 (1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器、 <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器</u> （前号に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査 ア～オ [略] (3)・(4) [略]	[略]	23 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定による同法第49条第1項に規定する容器再検査 (1) [略] (2) 繊維強化プラスチック複合容器又は <u>圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器</u> （前号に規定する容器を除く。）に係る容器検査又は容器再検査  ア～オ [略] (3)・(4) [略]	[略]
24～32 [略]		24～32 [略]	

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第7号

さいたま市与野郷土資料館整備基金条例を廃止する条例

さいたま市与野郷土資料館整備基金条例（平成13年さいたま市条例第88号）は、  
廃止する。

附 則

この条例は、令和2年3月27日から施行する。

## さいたま市条例第8号

### さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成29年さいたま市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>（教育職員の業務量の適切な管理等）</u> <u>第22条 教育職員の健康及び福祉の確保を図ることにより学校教育の水準の維持向上に資するため、教育職員が正規の勤務時間及びそれ以外の時間において行う業務の量の適切な管理その他教育職員の健康及び福祉の確保を図るための措置については、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法第7条第1項に規定する指針に基づき、教育委員会規則の定めるところにより行うものとする。</u>	
第23条 [略]	第22条 [略]
第24条 [略]	第23条 [略]

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第9号

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員の給与に関する条例（平成29年さいたま市条例第21号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1 (第4条関係)

## 教育職給料表

## ア 教育職給料表(1)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
再任用 教職員 以外の 教職員	1	160,000	204,000	264,100	331,100	416,900
	2	161,500	205,700	266,600	333,300	418,700
	3	163,000	207,300	268,900	335,400	420,500
	4	164,500	209,000	271,200	337,400	422,200
	5	166,100	210,800	273,700	339,600	423,700
	6	168,000	212,400	276,100	341,500	425,200
	7	169,800	214,100	278,300	343,700	427,100
	8	171,600	215,700	280,500	345,800	429,000
	9	173,300	217,500	282,600	347,500	430,800
	10	175,400	219,400	284,900	349,600	432,600
	11	177,400	221,300	287,300	351,700	434,500
	12	179,400	223,200	289,400	353,800	436,300
	13	181,300	224,700	291,800	355,900	438,000
	14	183,500	226,700	293,800	357,900	439,900
	15	185,700	228,700	295,700	359,900	441,700
	16	187,900	230,700	297,700	361,900	443,600
	17	190,100	232,500	299,800	363,500	445,300
	18	192,700	235,200	302,200	365,400	447,100
	19	195,200	237,900	304,700	367,200	448,900
	20	197,700	240,600	307,400	369,200	450,700
	21	200,200	243,200	309,600	370,800	452,300
	22	201,900	246,000	312,000	372,700	454,000
	23	203,600	248,600	314,200	374,500	455,900
	24	205,300	251,300	316,800	376,400	457,600
	25	206,800	253,800	319,400	377,700	459,300
	26	208,300	256,200	321,700	379,500	460,900
	27	210,000	258,700	323,900	381,300	462,500
	28	211,600	261,000	326,000	383,200	464,000
	29	213,100	263,600	328,200	385,000	465,500
	30	214,800	266,000	329,900	386,900	466,800
	31	216,500	268,200	332,000	388,800	468,100
	32	218,200	270,400	334,000	390,800	469,400
	33	219,600	272,500	335,800	392,500	470,600
	34	221,400	274,700	337,900	394,200	471,300
	35	223,200	276,900	340,000	395,800	472,000
	36	225,000	278,800	342,000	397,600	472,700
	37	226,500	281,100	344,100	398,800	473,300
	38	228,300	283,000	346,200	400,300	474,000
	39	230,100	284,900	348,400	401,700	474,700
	40	231,900	286,900	350,500	403,100	475,400
	41	233,600	288,600	352,400	404,800	476,000
	42	235,300	290,900	354,500	406,200	476,700
	43	236,900	293,200	356,400	407,500	477,400
	44	238,500	295,700	358,500	409,000	478,100

45	239,900	297,700	360,300	410,600	478,700
46	241,200	300,100	362,300	411,900	479,400
47	242,500	302,300	364,200	413,400	480,100
48	243,700	304,900	366,200	415,000	480,800
49	245,100	307,200	367,800	416,700	481,400
50	246,600	309,600	369,600	418,100	482,100
51	247,800	311,900	371,500	419,700	482,800
52	249,300	314,100	373,500	421,200	483,500
53	250,400	316,300	375,300	422,900	484,100
54	251,600	318,300	377,100	424,400	484,800
55	253,000	320,300	378,900	426,000	485,500
56	254,000	322,300	380,600	427,600	486,200
57	255,300	324,200	382,100	429,100	486,800
58	256,300	326,300	383,700	430,600	487,500
59	257,400	328,400	385,400	431,800	488,200
60	258,600	330,400	387,100	433,000	488,900
61	259,900	332,500	388,300	434,200	489,500
62	260,900	334,600	389,700	435,500	
63	262,300	336,800	391,100	436,800	
64	263,400	339,000	392,400	438,000	
65	264,700	340,700	393,800	439,200	
66	266,100	342,900	395,000	440,400	
67	267,500	344,900	396,400	441,600	
68	269,100	347,100	397,800	442,800	
69	270,500	348,900	399,100	444,000	
70	271,800	350,800	400,400	445,200	
71	273,100	352,800	401,800	446,400	
72	274,400	354,800	403,100	447,600	
73	275,500	356,400	404,400	448,700	
74	276,700	358,300	405,800	449,300	
75	278,000	360,100	407,200	449,800	
76	279,000	362,000	408,500	450,300	
77	280,200	363,800	409,700	450,800	
78	281,400	365,500	410,900	451,400	
79	282,600	367,200	412,200	451,900	
80	283,800	368,800	413,600	452,400	
81	284,900	370,300	414,900	452,900	
82	286,100	371,800	416,100	453,500	
83	287,300	373,300	417,100	454,000	
84	288,500	374,700	418,300	454,500	
85	289,500	375,800	419,500	455,000	
86	290,600	377,200	420,700	455,600	
87	291,600	378,600	421,900	456,100	
88	292,800	379,900	422,900	456,600	
89	293,900	381,200	424,000	457,100	
90	295,000	382,500	425,000	457,700	
91	296,200	383,700	426,000	458,200	
92	297,400	385,000	427,000	458,700	
93	297,900	386,300	427,900	459,200	

94	298,900	387,400	428,700	459,800
95	300,000	388,700	429,500	460,300
96	301,200	389,900	430,300	460,800
97	302,200	391,300	431,100	461,300
98	303,300	392,300	431,500	461,900
99	304,300	393,400	431,900	462,400
100	305,400	394,400	432,300	462,900
101	306,300	395,300	432,700	463,400
102	307,400	396,300	433,000	
103	308,500	397,400	433,300	
104	309,500	398,500	433,600	
105	310,100	399,200	433,900	
106	311,000	400,100	434,200	
107	311,800	401,000	434,500	
108	312,600	401,900	434,700	
109	313,500	402,700	434,900	
110	313,900	403,600	435,200	
111	314,300	404,400	435,500	
112	314,800	405,200	435,700	
113	315,400	405,800	435,900	
114	315,800	406,500	436,200	
115	316,300	407,200	436,500	
116	316,800	407,900	436,700	
117	317,400	408,500	436,900	
118	317,900	409,000		
119	318,300	409,400		
120	318,800	409,800		
121	319,300	410,200		
122	319,700	410,500		
123	320,200	410,800		
124	320,700	411,000		
125	321,300	411,200		
126	321,600	411,500		
127	321,900	411,800		
128	322,200	412,000		
129	322,400	412,200		
130	322,700	412,500		
131	323,000	412,800		
132	323,300	413,000		
133	323,500	413,200		
134	323,700	413,500		
135	323,900	413,800		
136	324,200	414,000		
137	324,500	414,200		
138	324,700	414,500		
139	325,000	414,800		
140	325,300	415,000		
141	325,500	415,200		
142	325,700	415,500		
143	326,000	415,800		

	144	326,200	416,000			
	145	326,500	416,200			
	146	326,700	416,500			
	147	327,000	416,800			
	148	327,300	417,000			
	149	327,500	417,200			
	150	327,700				
	151	328,000				
	152	328,300				
	153	328,500				
再任用 教職員		234,000	274,300	303,000	331,100	415,200

備考

- 1 この表は、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

## イ 教育職給料表(2)

職員の 区分	職務の 級 号給	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 教職員 以外の 教職員		円	円	円	円	円
	1	160,000	175,800	264,100	293,000	406,700
	2	161,500	177,900	266,600	295,600	408,200
	3	163,000	180,000	268,900	298,500	409,700
	4	164,500	182,200	271,200	300,900	411,200
	5	166,100	184,200	273,700	303,400	412,600
	6	168,000	186,400	276,100	305,700	414,000
	7	169,800	188,600	278,300	308,000	415,500
	8	171,600	190,800	280,500	310,400	417,100
	9	173,300	193,000	282,600	312,800	418,500
	10	175,400	195,800	284,900	315,200	419,900
	11	177,400	198,500	287,300	317,900	421,300
	12	179,400	201,200	289,400	320,800	422,600
	13	181,300	204,000	291,800	323,200	423,900
	14	183,500	205,700	293,800	325,100	425,300
	15	185,700	207,300	295,700	327,000	426,700
	16	187,900	209,000	297,700	329,100	428,100
	17	190,100	210,800	299,800	331,100	429,300
	18	192,700	212,400	302,200	333,300	430,600
	19	195,200	214,100	304,700	335,400	431,800
	20	197,700	215,700	307,400	337,400	433,100
	21	200,200	217,500	309,600	339,600	434,200
	22	201,900	219,400	312,000	341,500	435,400
	23	203,600	221,300	314,200	343,700	436,700
	24	205,300	223,200	316,800	345,800	438,000
	25	206,800	224,700	319,400	347,500	439,300
	26	208,200	226,700	321,700	349,300	440,500
	27	209,800	228,700	323,900	351,200	441,500
	28	211,300	230,700	326,000	353,100	442,600
	29	213,000	232,500	328,200	354,900	443,800
	30	214,700	235,200	329,900	356,700	444,600
	31	216,400	237,900	332,000	358,400	445,400
	32	218,100	240,600	334,000	360,300	446,300
	33	219,400	243,200	335,800	361,600	447,200
	34	221,100	246,000	337,900	363,300	447,700
	35	222,800	248,600	340,000	364,800	448,200
	36	224,500	251,300	342,000	366,600	448,700
	37	225,900	253,800	344,000	368,500	449,200
	38	227,600	256,200	345,900	370,000	449,700
	39	229,300	258,700	347,900	371,300	450,200
	40	231,000	261,000	349,800	372,900	450,700
	41	232,600	263,600	351,300	374,000	451,200
	42	234,300	266,000	353,100	375,400	451,700
	43	235,900	268,200	354,700	376,800	452,200
	44	237,500	270,400	356,400	378,300	452,700
	45	239,200	272,500	358,200	379,700	453,200
46	240,700	274,700	359,900	381,300	453,700	

47	242,000	276,900	361,200	382,900	454,200
48	243,400	278,800	362,800	384,400	454,700
49	244,600	281,100	364,000	385,800	455,200
50	246,000	283,000	365,500	387,300	455,700
51	247,400	284,900	367,100	388,800	456,200
52	248,600	286,900	368,700	390,200	456,700
53	249,700	288,600	370,100	391,400	457,200
54	251,100	290,900	371,600	392,700	
55	252,300	293,200	373,100	393,800	
56	253,300	295,700	374,600	394,900	
57	254,500	297,700	376,100	396,300	
58	255,700	300,100	377,500	397,500	
59	256,800	302,300	378,900	398,700	
60	258,000	304,900	380,200	400,000	
61	259,400	307,200	381,100	401,200	
62	260,200	309,600	382,300	402,200	
63	261,400	311,900	383,500	403,600	
64	262,300	314,100	384,600	404,900	
65	263,300	316,300	385,500	406,100	
66	264,700	318,300	386,700	407,200	
67	265,800	320,300	387,700	408,400	
68	267,100	322,300	388,800	409,500	
69	268,700	324,200	390,000	410,500	
70	270,200	326,300	391,000	411,700	
71	271,500	328,400	392,100	412,900	
72	272,900	330,400	393,300	414,100	
73	273,900	332,500	394,300	414,700	
74	274,900	334,600	395,400	415,500	
75	276,100	336,800	396,500	416,200	
76	277,100	339,000	397,600	416,700	
77	278,300	340,700	398,500	417,000	
78	279,400	342,600	399,400	417,400	
79	280,600	344,300	400,400	417,800	
80	281,800	346,100	401,400	418,200	
81	283,000	347,900	402,200	418,500	
82	283,900	349,700	403,000	418,900	
83	285,100	351,100	403,700	419,300	
84	286,300	352,900	404,500	419,600	
85	287,200	354,100	405,200	419,900	
86	288,100	355,700	406,000	420,300	
87	288,800	357,200	406,700	420,700	
88	289,800	358,700	407,400	421,000	
89	290,800	360,000	408,000	421,300	
90	291,700	361,300	408,700	421,600	
91	292,600	362,700	409,200	421,900	
92	293,400	364,100	409,900	422,100	
93	293,700	365,600	410,300	422,300	
94	294,400	366,900	410,700	422,600	
95	295,100	368,200	411,000	422,900	
96	295,900	369,400	411,300	423,100	

97	296,700	370,400	411,600	423,300
98	297,500	371,400	411,900	423,600
99	298,300	372,400	412,200	423,900
100	299,000	373,400	412,400	424,100
101	299,900	374,300	412,600	424,300
102	300,400	375,300	412,900	424,600
103	300,900	376,300	413,200	424,900
104	301,400	377,300	413,400	425,100
105	301,600	378,100	413,600	425,300
106	302,000	379,000	413,900	425,600
107	302,300	379,900	414,200	425,900
108	302,500	380,900	414,400	426,100
109	302,700	381,700	414,600	426,300
110	302,900	382,700	414,900	426,600
111	303,200	383,700	415,200	426,900
112	303,500	384,700	415,400	427,100
113	303,700	385,300	415,600	427,300
114	303,900	386,200	415,900	427,600
115	304,100	387,100	416,200	427,900
116	304,400	388,000	416,400	428,100
117	304,700	388,800	416,600	428,300
118	305,000	389,500		
119	305,300	390,300		
120	305,600	391,100		
121	305,800	391,700		
122	306,000	392,500		
123	306,200	393,200		
124	306,500	393,900		
125	306,800	394,500		
126		395,200		
127		395,700		
128		396,300		
129		397,000		
130		397,600		
131		398,100		
132		398,600		
133		398,900		
134		399,200		
135		399,500		
136		399,800		
137		400,100		
138		400,400		
139		400,700		
140		401,000		
141		401,300		
142		401,600		
143		401,900		
144		402,200		
145		402,400		

	146		402,700			
	147		403,000			
	148		403,200			
	149		403,400			
	150		403,700			
	151		404,000			
	152		404,200			
	153		404,400			
	154		404,700			
	155		405,000			
	156		405,200			
	157		405,400			
	158		405,700			
	159		406,000			
	160		406,200			
	161		406,400			
再任用 教職員		225,200	271,100	298,100	324,400	405,200

備考

- 1 この表は、小学校及び中学校に勤務する教育職員に適用する。
- 2 この表の適用を受ける教育職員のうち、その職務の級が3級である教育職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第10号

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市災害弔慰金の支給等に関する条例（平成13年さいたま市条例第140号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。</u></p> <p><u>(支給審査委員会の設置)</u></p> <p>第16条 <u>市長の諮問に応じ、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給に関する事項を調査審議するため、さいたま市災害弔慰金等支給審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。</u></p> <p>2 <u>委員会は、委員7人以内をもって組織する。</u></p> <p>3 <u>委員は、医師、弁護士その他市長が認める者のうちから、市長が委嘱する。</u></p> <p>4 <u>委員の任期は、3年とする。ただし、再任を妨げない。</u></p> <p>5 <u>委員が欠けた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。</u></p> <p>6 <u>委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</u></p> <p>7 <u>前各項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>第17条 [略]</p>	<p>(償還等)</p> <p>第15条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第13条第1項及び令第8条から第11条までの規定によるものとする。</u></p> <p>第16条 [略]</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第11号

さいたま市児童相談所条例の一部を改正する条例

さいたま市児童相談所条例（平成14年さいたま市条例第97号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。			(名称、位置及び所管区域) 第2条 児童相談所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。		
名称	位置	所管区域	名称	位置	所管区域
さいたま市 北部児童相談所	[略]	西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区の区域	さいたま市 児童相談所	[略]	さいたま市全域
さいたま市 南部児童相談所		中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区の区域			

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(さいたま市子ども家庭総合センター条例の一部改正)
- 2 さいたま市子ども家庭総合センター条例（平成29年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(センターの構成)</p> <p>第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。</p> <p>(1) <u>さいたま市児童相談所条例（平成14年さいたま市条例第97号）第2条に規定するさいたま市北部児童相談所及びさいたま市南部児童相談所</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>(センターの構成)</p> <p>第3条 前条に規定する業務を行うため、センターに次に掲げる専門相談機関を置く。</p> <p>(1) <u>さいたま市児童相談所条例（平成14年さいたま市条例第97号）第2条に規定するさいたま市児童相談所</u></p> <p>(2)～(5) [略]</p> <p>2 [略]</p>

## さいたま市条例第12号

### さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第53号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事又は <u>地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市の長が行う研修を修了したもの（次のいずれかに該当する者として放課後児童健全育成事業に従事することとなった日（当該日が2以上あるときは、最も遅い日）から2年を経過する日の属する年度の末日までに修了することを予定している者を含む。）</u> でなければならない。 (1)～(10) [略] 4・5 [略]	(職員) 第10条 [略] 2 [略] 3 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。  (1)～(10) [略] 4・5 [略]

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第13号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>61万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>61万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.11</u>を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>8,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税額に係る所得割額)</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.02</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,700円</u>とする。</p>	<p>(課税額)</p> <p>第3条 [略]</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、国保課税被保険者（前条第1項の世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者並びに前条第2項の世帯主に係る世帯に属する国民健康保険の被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>58万円</u>を超える場合においては、基礎課税額は、<u>58万円</u>とする。</p> <p>3・4 [略]</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る所得割額)</p> <p>第6条 第3条第3項の所得割額は、国保課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>2.01</u>を乗じて算定する。</p> <p>(後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第7条 第3条第3項の被保険者均等割額は、国保課税被保険者1人について<u>7,900円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税額に係る所得割額)</p> <p>第8条 第3条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の<u>1.99</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税額に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条 第3条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p>

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が61万円を超える場合には、61万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。）及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,950円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,790円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア [略]

(国民健康保険税の減額)

第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。

- (1) 世帯主、当該年度の賦課期日（賦課期日後に国民健康保険税の納付義務が発生した場合にはその発生した日。以下この項において同じ。）現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者（世帯主を除く。）であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとする。以下この号中山林所得金額の算定についても同様とする。次号及び第3号において同じ。）及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額を超えない世帯に係る納税義務者

ア [略]

イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について 5,530円

ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について 6,650円

- (2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に28万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア [略]

<p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>4,250円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>4,850円</u></p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に51万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>1,700円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1,940円</u></p> <p>2 [略]</p>	<p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>3,950円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>4,750円</u></p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に51万円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア [略]</p> <p>イ 後期高齢者支援金等課税額に係る被保険者均等割額 国保課税被保険者1人について <u>1,580円</u></p> <p>ウ 介護納付金課税額に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者1人について <u>1,900円</u></p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第3条第2項、第6条から第9条まで及び第21条第1項の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## さいたま市条例第14号

### さいたま市立高等看護学院条例の一部を改正する条例

さいたま市立高等看護学院条例（平成13年さいたま市条例第190号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(入学金及び授業料の減免及び猶予)</p> <p><u>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、入学金若しくは授業料を減免し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p> <p><u>(1) 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第1項の認定を行ったとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に定めるもののほか、市長がやむを得ない事情があると認めるとき。</u></p>	<p>(入学金及び授業料の免除及び猶予)</p> <p><u>第9条 市長は、経済的理由によって納付が困難であると認められ、かつ、学業優秀と認めるときその他やむを得ない事情があると認めるときは、入学金若しくは授業料の全部若しくは一部を免除し、又はその徴収を猶予することができる。</u></p>
<p>(入学検定料等の不還付)</p> <p><u>第10条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 法第8条第1項の減免を行うとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に定めるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p>	<p>(入学検定料等の不還付)</p> <p><u>第10条 既納の入学検定料、入学金及び授業料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。</u></p>

### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第15号

さいたま市食品衛生法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市食品衛生法施行条例（平成14年さいたま市条例第100号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
	<u>（公衆衛生上講じるべき措置の基準）</u> <u>第3条 法第50条第2項の規定に基づき、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止するため、公衆衛生上講じるべき措置の基準は、別表第1又は別表第2のとおりとする。</u>
<p style="text-align: center;">（食品等の製造又は加工の営業等の届出）</p> <p><u>第3条</u> 食品若しくは添加物を製造し、又は加工する業（令第35条に規定する営業及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号。以下「県条例」という。）第2条第1項に規定する営業（<u>第6条</u>において「許可営業」という。）を除く。）を営もうとする者は、施設ごとにその者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第4条</u> [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（食品等の製造又は加工の営業等の届出）</p> <p><u>第4条</u> 食品若しくは添加物を製造し、又は加工する業（令第35条に規定する営業及び食品衛生に関する条例（昭和25年埼玉県条例第32号。以下「県条例」という。）第2条第1項に規定する営業（<u>第7条</u>において「許可営業」という。）を除く。）を営もうとする者は、施設ごとにその者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>第5条</u> [略]</p> <p><u>第6条</u> [略]</p>
<p style="text-align: center;">（食品衛生責任者の届出）</p> <p><u>第6条</u> 許可営業を営む者は、<u>食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第17一イ</u>の規定により食品衛生責任者を定めたときは、速やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第7条</u> [略]</p>	<p style="text-align: center;">（食品衛生責任者の届出）</p> <p><u>第7条</u> 許可営業を営む者は、<u>別表第1の6又は別表第2の5</u>の規定により食品衛生責任者を定めたときは、速やかに許可営業を営む者の氏名その他の規則で定める事項を市長に届け出なければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p><u>第8条</u> [略]</p>

第8条 [略]

第9条 [略]

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）第1条の規定による改正後の食品衛生法第50条の2第2項に規定する公衆衛生上必要な措置については、令和3年5月31日までの間は、この条例による改正前のさいたま市食品衛生法施行条例第3条の基準によることとする。

さいたま市条例第16号

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例（平成18年さいたま市条例第46号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第25条の2</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p style="text-align: center;">(飼い主等の責務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 飼い主は、飼養する動物がみだりに繁殖して適正な飼養が困難となるおそれがあると認める場合<u>（法第37条第1項に規定する場合を除く。）</u>は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(多数の動物の飼養に係る届出)</p> <p>第9条の2 犬又は猫（生後90日以内のものを除く。）その他の規則で定める動物（以下この項及び第3項において「対象動物」という。）の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等（施設若しくは飼養の用に供する建物（これらの敷地を含む。）又は飼養の用に供する土地（施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を市長に</p>	<p style="text-align: center;">(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>(4) 特定動物 動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）<u>第26条第1項</u>に規定する特定動物をいう。</p> <p style="text-align: center;">(飼い主等の責務)</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 飼い主は、飼養する動物がみだりに繁殖して適正な飼養が困難となるおそれがあると認める場合は、生殖を不能にする手術その他の繁殖を防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。</p> <p>4 [略]</p> <p style="text-align: center;">(多数の動物の飼養に係る届出)</p> <p>第9条の2 犬又は猫（生後90日以内のものを除く。）その他の規則で定める動物（以下この項及び第3項において「対象動物」という。）の飼い主は、当該対象動物の数が一の飼養施設等（施設若しくは飼養の用に供する建物（これらの敷地を含む。）又は飼養の用に供する土地（施設又は飼養の用に供する建物の敷地を除く。）をいう。以下この項において同じ。）において規則で定める数以上となったときは、その日から30日以内に、当該飼養施設等ごとに、次に掲げる事項を市長に</p>

<p>届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の登録を受けた者又は法第24条の2の2の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(命令)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 市長は、法第25条の2の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを<u>命じる</u>ことができる。</p> <p>(1) 特定動物を他の施設（法第26条第1項に規定する特定飼養施設に限る。）へ移送すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(動物愛護指導員)</p> <p>第22条 市長は、法第37条の3第1項に規定する<u>動物愛護管理担当職員として、動物愛護指導員を置く。</u></p>	<p>届け出なければならない。ただし、法第10条第1項の登録を受けた者又は法第24条の2の規定による届出をした者その他規則で定める者は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>(命令)</p> <p>第21条 [略]</p> <p>2 市長は、法第26条第1項の規定に違反して飼養されている特定動物があると認めるときは、当該特定動物の飼い主に対し、期限を定めて、次に掲げる措置をとるべきことを<u>命ずる</u>ことができる。</p> <p>(1) 特定動物を他の施設（法第26条に規定する特定飼養施設に限る。）へ移送すること。</p> <p>(2)・(3) [略]</p> <p>(動物愛護指導員)</p> <p>第22条 市長は、市の職員であつて、<u>獣医師等動物の適正な飼養に関し専門的な知識を有するものを動物愛護指導員として任命することができる。</u></p> <p>2 <u>前項の動物愛護指導員は、第10条、第14条及び第19条に規定する事務を行うものとする。</u></p>
--	--

## 附 則

この条例は、令和2年6月1日から施行する。

さいたま市条例第17号

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例の一部を改正する条例

さいたま市浄化槽保守点検業者登録条例（平成14年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第10条第5項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第10条第1項から第3項まで及び第5項</u>に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（営業所の設置等）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 浄化槽保守点検業者は、第3条第2項に規定する有効期間ごとに1回以上、浄化槽管理士に規則で定める研修を受けさせなければならない。</u></p> <p><u>5 [略]</u></p> <p><u>6 浄化槽保守点検業者は、第1項から第3項まで及び前項の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合さ</u></p>	<p style="text-align: center;">（登録の申請）</p> <p>第4条 [略]</p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>第10条第4項</u>に規定する器具の明細を記載した書類</p> <p>(3)・(4) [略]</p> <p style="text-align: center;">（登録の拒否）</p> <p>第6条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する者であるとき、又は申請書若しくは添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>第10条第1項から第4項まで</u>に規定する要件のいずれかを欠く者</p> <p>2 [略]</p> <p style="text-align: center;">（営業所の設置等）</p> <p>第10条 [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p><u>4 [略]</u></p> <p><u>5 浄化槽保守点検業者は、前各項の規定のいずれかに抵触する場合は生じたときは、2週間以内に当該各項の規定に適合させるために必要な措置を</u></p>

<p>せるために必要な措置をとらなければならない。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第10条第6項</u>の規定に違反して措置をとらなかった者</p> <p>(2)～(5) [略]</p>	<p>とらなければならない。</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) <u>第10条第5項</u>の規定に違反して措置をとらなかった者</p> <p>(2)～(5) [略]</p>
---	--

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

### (経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例第3条第1項の規定による登録（以下「登録」という。）を受けている者で、令和5年3月31日までに登録の有効期間が満了するものについては、当該有効期間が満了する日までの間は、この条例による改正後のさいたま市浄化槽保守点検業者登録条例第10条第4項の規定は、適用しない。

さいたま市条例第18号

さいたま市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市病院事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第198号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(診療科目及び病床数)	(診療科目及び病床数)
第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。	第4条 診療科目は、次に掲げるとおりとする。
(1)・(2) [略]	(1)・(2) [略]
<u>(3)</u> 呼吸器内科	(3) [略]
<u>(4)</u> [略]	(4) [略]
<u>(5)</u> [略]	(5) [略]
<u>(6)</u> [略]	(6) [略]
<u>(7)</u> [略]	(7) [略]
<u>(8)</u> [略]	(8) [略]
<u>(9)</u> [略]	(9) [略]
<u>(10)</u> [略]	(10) [略]
<u>(11)</u> [略]	(11) [略]
<u>(12)</u> [略]	(12) [略]
<u>(13)</u> [略]	(13) [略]
<u>(14)</u> [略]	(14) [略]
<u>(15)</u> [略]	(15) [略]
<u>(16)</u> [略]	(16) [略]
<u>(17)</u> [略]	(17) [略]
<u>(18)</u> [略]	(18) [略]
<u>(19)</u> [略]	(19) [略]
<u>(20)</u> [略]	(20) [略]
<u>(21)</u> [略]	(21) [略]
<u>(22)</u> [略]	(22) [略]
<u>(23)</u> [略]	(23) [略]
<u>(24)</u> [略]	(24) [略]
<u>(25)</u> [略]	(25) [略]
<u>(26)</u> [略]	(26) [略]
<u>(27)</u> [略]	(27) [略]
<u>(28)</u> [略]	(27) [略]

(29) [略]

(30) [略]

2 [略]

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第10条 法第34条において準用する地方自治法  
(昭和22年法律第67号) 第243条の2の2  
第8項の規定により病院事業の業務に従事する職  
員の賠償責任の免除について議会の同意を得なけ  
ればならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額  
が10万円以上である場合とする。

(28) [略]

(29) [略]

2 [略]

(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第10条 法第34条において準用する地方自治法  
(昭和22年法律第67号) 第243条の2第8  
項の規定により病院事業の業務に従事する職員  
の賠償責任の免除について議会の同意を得なけれ  
ばならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1  
0万円以上である場合とする。

## 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第19号

さいたま市印鑑条例の一部を改正する条例

さいたま市印鑑条例（平成13年さいたま市条例第200号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(登録資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）</u></p> <p>(印鑑登録票の登録事項の修正)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の<u>記録</u>に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。</p>	<p>(登録資格)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、印鑑の登録を受けることができない。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 成年被後見人</u></p> <p>(印鑑登録票の登録事項の修正)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、市長は、住民基本台帳の記載に基づき、印鑑登録票の登録事項に変更があることを知ったときは、当該事項について印鑑登録票を修正することができる。</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第20号

### さいたま市特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

さいたま市特定非営利活動促進法施行条例（平成23年さいたま市条例第52号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(市長が行う電磁的記録による縦覧等) 第14条 法第74条の規定により読み替えて適用される <u>情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律</u> （平成14年法律第151号） <u>第8条第1項</u> の規定により、法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第30条及び第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。	(市長が行う電磁的記録による縦覧等) 第14条 法第74条の規定により読み替えて適用される行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号） <u>第5条第1項</u> の規定により、法第10条第2項（法第25条第5項及び第34条第5項において準用する場合を含む。）の規定による書面等の縦覧又は法第30条及び第56条（法第62条において準用する場合を含む。）の規定による書面等の閲覧に代えて行うこれらの書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧又は閲覧は、規則で定める方法により行うものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

さいたま市条例第21号

さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程等の一部を改正する条例

(さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第1条 さいたま都市計画事業大宮駅西口第四土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第250号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 [略]	2 [略]
3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。	3 清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利率年6パーセントの利子を付するものとする。
4 <u>前項に規定する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</u> ）とする。	
(1) 償還方法 <u>元利均等半年賦償還</u>	
(2) 金利方式 <u>固定金利方式</u>	
(3) 償還期間 <u>5年以内</u>	
(4) 据置期間 <u>なし</u>	
5 [略]	4 [略]
6 [略]	5 [略]
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]

(さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第2条 さいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第252号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合には、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。この場合において、当該清算金に付すべき利子は、第1回の徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 付すものとする。
3 <u>前項に規定する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</u> ）とする。 <u>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</u> <u>(2) 金利方式 固定金利方式</u> <u>(3) 償還期間 5年以内</u> <u>(4) 据置期間 なし</u>	
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]

（さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第3条 さいたま都市計画事業浦和東部第一特定土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第253号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、

改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、<u>第1回の分割徴収し又は分割交付すべき期日の翌日から</u>利子を付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による換地処分</u>の公告のあった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあつては、<u>財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)</u>の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率))とする。</p> <p>(1) 償還方法 <u>元利均等半年賦償還</u> (2) 金利方式 <u>固定金利方式</u> (3) 償還期間 <u>5年以内</u> (4) 据置期間 <u>なし</u></p> <p><u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] <u>8</u> [略] <u>9</u> [略]</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 [略]</p> <p>2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は分割交付すべき期限の翌日から</u>付すものとする。</p> <p><u>3</u> [略] <u>4</u> [略] <u>5</u> [略] <u>6</u> [略] <u>7</u> [略] <u>8</u> [略]</p>

(さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第4条 さいたま都市計画事業南与野駅西口土地区画整理事業施行規程(平成13年さいたま市条例第256号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第27条 [略] 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、<u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u>利子を付するものとする。</p> <p>3 前項に規定する利子の利率は、<u>法第103条第4項の規定による換地処分</u>の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあつては、<u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</u>）とする。</p> <p>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還 (2) 金利方式 固定金利方式 (3) 償還期間 5年以内 (4) 据置期間 なし</p> <p>4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略] 10 [略]</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第27条 [略] 2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、<u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u>付するものとする。</p> <p>3 [略] 4 [略] 5 [略] 6 [略] 7 [略] 8 [略] 9 [略]</p>

(さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第5条 さいたま都市計画与野駅西口土地区画整理事業施行規程（平成15年さいたま市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第20条 [略]</p>	<p>(清算金の分割徴収又は分割交付) 第20条 [略]</p>

2～4 [略]	2～4 [略]
5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。</u>	5 第1項の規定により清算金を分割徴収する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。</u>
6 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率））とする。</u> (1) 償還方法 <u>元利均等半年賦償還</u> (2) 金利方式 <u>固定金利方式</u> (3) 償還期間 <u>5年以内</u> (4) 据置期間 <u>なし</u>	
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]

（さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程の一部改正）

第6条 さいたま都市計画事業指扇土地区画整理事業施行規程（平成16年さいたま市条例第72号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 [略]	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第26条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。</u>	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から付すものとする。</u>
3 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合にあっては、財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年</u>	

<u>法律第100号) 第2条の財政融資資金をいう。</u> <u>)の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付</u> <u>金に適用される利率(当該利率が法定利率を超え</u> <u>るときは、法定利率)とする。</u> <u>(1) 償還方法 元利均等半年賦償還</u> <u>(2) 金利方式 固定金利方式</u> <u>(3) 償還期間 5年以内</u> <u>(4) 据置期間 なし</u>	
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]

(さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第7条 さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程(平成17年さいたま市条例第119号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付) 第23条 [略] 2～4 [略] 5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から利子を付するものとする。</u> 6 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率(分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)</u> の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率)とする。 (1) 償還方法 元利均等半年賦償還	(清算金の分割徴収又は分割交付) 第23条 [略] 2～4 [略] 5 第1項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとする。</u>

(2) 金利方式 固定金利方式	
(3) 償還期間 5年以内	
(4) 据置期間 なし	
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]
9 [略]	8 [略]
10 [略]	9 [略]

(さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第8条 さいたま都市計画事業岩槻駅西口土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第121号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第24条 [略]	第24条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合においては、 <u>第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子は、年6パーセントとし、第1回の分割徴収し、又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 付すものとする。
3 <u>前項に規定する利子の利率は、法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあった日の翌日における法定利率（分割徴収する場合には、 <u>財政融資資金（財政融資資金法（昭和26年法律第100号）第2条の財政融資資金をいう。）の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率（当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率）</u> ）とする。	
(1) 償還方法 元利均等半年賦償還	
(2) 金利方式 固定金利方式	
(3) 償還期間 5年以内	
(4) 据置期間 なし	
4 [略]	3 [略]
5 [略]	4 [略]
6 [略]	5 [略]
7 [略]	6 [略]
8 [略]	7 [略]

<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]

(さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程の一部改正)

第9条 さいたま都市計画事業大門下野田特定土地区画整理事業施行規程 (平成25年さいたま市条例第53号) の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分(以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(清算金の分割徴収又は分割交付)	(清算金の分割徴収又は分割交付)
第25条 [略]	第25条 [略]
2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>第1回の分割徴収し又は分割交付すべき期日の翌日から</u> 利子を付するものとする。	2 前項の規定により清算金を分割徴収し、又は分割交付する場合において、 <u>当該清算金に付すべき利子の利率は、年6パーセントとし、第1回の徴収し、又は交付すべき期日の翌日から</u> 付すものとする。
3 前項に規定する利子の利率は、 <u>法第103条第4項の規定による換地処分</u> の公告のあつた日の翌日における法定利率(分割徴収する場合にあつては、 <u>財政融資資金(財政融資資金法(昭和26年法律第100号)第2条の財政融資資金をいう。)</u> の貸付利率のうち、次に掲げる条件による貸付金に適用される利率(当該利率が法定利率を超えるときは、法定利率) )とする。	
(1) <u>償還方法 元利均等半年賦償還</u>	
(2) <u>金利方式 固定金利方式</u>	
(3) <u>償還期間 5年以内</u>	
(4) <u>据置期間 なし</u>	
<u>4</u> [略]	<u>3</u> [略]
<u>5</u> [略]	<u>4</u> [略]
<u>6</u> [略]	<u>5</u> [略]
<u>7</u> [略]	<u>6</u> [略]
<u>8</u> [略]	<u>7</u> [略]
<u>9</u> [略]	<u>8</u> [略]
<u>10</u> [略]	<u>9</u> [略]

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第22号

さいたま都市計画事業東浦和第一土地区画整理事業施行規程を廃止する条例

さいたま都市計画事業東浦和第一土地区画整理事業施行規程（平成13年さいたま市条例第251号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第23号

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程の一部を改正する条例

さいたま都市計画事業江川土地区画整理事業施行規程（平成17年さいたま市条例第119号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が、法第63条第4項第2号の規定に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任するものとする。	(学識経験委員の解任) 第16条 学識経験を有する者のうちから選任した委員が、法第63条第4項第2号又は第3号の規定に該当することとなったときは、市長は、当該委員を解任するものとする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第24号

さいたま市下水道事業の設置等に関する条例及びさいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(さいたま市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 さいたま市下水道事業の設置等に関する条例（平成16年さいたま市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	(議会の同意を要する賠償責任の免除) 第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2第8項</u> の規定により下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(さいたま市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 さいたま市水道事業の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第275号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第8項の規定により水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

#### 附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

さいたま市条例第25号

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市消防本部及び消防署の設置等に関する条例（平成13年さいたま市条例第279号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前																		
(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。	(消防署の名称、位置及び管轄区域) 第4条 消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。																		
<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>さいたま市 岩槻消防署</td><td>さいたま市岩槻区<u>大字</u> <u>岩槻5064番地1</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	[略]			さいたま市 岩槻消防署	さいたま市岩槻区 <u>大字</u> <u>岩槻5064番地1</u>	[略]	<table border="1"><thead><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>管轄区域</th></tr></thead><tbody><tr><td>[略]</td><td></td><td></td></tr><tr><td>さいたま市 岩槻消防署</td><td>さいたま市岩槻区<u>城南</u> <u>1丁目2番3号</u></td><td>[略]</td></tr></tbody></table>	名称	位置	管轄区域	[略]			さいたま市 岩槻消防署	さいたま市岩槻区 <u>城南</u> <u>1丁目2番3号</u>	[略]
名称	位置	管轄区域																	
[略]																			
さいたま市 岩槻消防署	さいたま市岩槻区 <u>大字</u> <u>岩槻5064番地1</u>	[略]																	
名称	位置	管轄区域																	
[略]																			
さいたま市 岩槻消防署	さいたま市岩槻区 <u>城南</u> <u>1丁目2番3号</u>	[略]																	

附 則

この条例は、令和2年7月7日から施行する。

さいたま市条例第26号

さいたま市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険税条例（平成14年さいたま市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>28万5,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>5.2万円</u>を乗じて得た</p>	<p style="text-align: center;">(国民健康保険税の減額)</p> <p>第21条 次の各号に掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第3条第2項本文の基礎課税額から当該各号アに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が58万円を超える場合には、58万円）及び同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額から当該各号イに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額から当該各号ウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が16万円を超える場合には、16万円）の合算額とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>28万円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。） ア～ウ [略]</p> <p>(3) 世帯主、当該年度の賦課期日現在においてその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、法第314条の2第2項に規定する金額に当該被保険者の数及び特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>5.1万円</u>を乗じて得た</p>

<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>	<p>額を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>2 [略]</p>
---	---

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市国民健康保険税条例第21条第1項第2号及び第3号の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

さいたま市条例第27号

さいたま市国民健康保険条例の一部を改正する条例

さいたま市国民健康保険条例（平成13年さいたま市条例第185号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>以下同じ。</u>）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p> <p><u>（新型コロナウイルス感染症に関する傷病手当金）</u></p> <p>8 <u>給与等（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></u></p>	<p style="text-align: center;">（出産育児一時金）</p> <p>第6条 [略]</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。<u>次条第2項において同じ。</u>）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～7 [略]</p>

9 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する額（その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。）の3分の2に相当する金額（その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。）を超えるときは、その金額とする。

10 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

11 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において給与等の全部又は一部を受けることができる者に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第9項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

12 附則第8項の規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、同一の事由につき、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

13 附則第8項から前項までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から同年9月30日までの間に属する場合の傷病手当金の支給について、適用する。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後のさいたま市国民健康保険条例の規定は、令和2年1月1日から適用する。

## さいたま市条例第28号

### さいたま市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

さいたま市後期高齢者医療に関する条例（平成20年さいたま市条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(保険料の徴収等に係る事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、広域連合条例に規定する事項に付随する次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) [略] <u>(8) 傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付</u> <u>(9) [略]</u>	(保険料の徴収等に係る事務) 第2条 市は、保険料の徴収並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成19年政令第318号）第2条並びに高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成19年厚生労働省令第129号）第6条及び第7条に規定する事務のほか、広域連合条例に規定する事項に付随する次に掲げる事務を行うものとする。 (1)～(7) [略] <u>(8) [略]</u>

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## さいたま市条例第29号

### さいたま市市長等の給与の特例に関する条例

#### (市長等の給料の特例)

第1条 市長、副市長、水道事業管理者、教育長、常勤の監査委員及び特別職の秘書（以下「市長等」という。）の給料の月額は、さいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例（平成13年さいたま市条例第40号）第3条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める給料の月額から、当該額に次の各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、市長等の退職手当の額の算定の基礎となる給料月額は、同条に規定する額とする。

- (1) 市長 100分の30
- (2) 副市長 100分の20
- (3) 水道事業管理者 100分の10
- (4) 教育長 100分の10
- (5) 常勤の監査委員 100分の10
- (6) 特別職の秘書 100分の10

#### (端数計算)

第2条 前条の規定によりさいたま市特別職の職員で常勤のものとの給与に関する条例第3条に規定する額から減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

#### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

#### (失効)

- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

## さいたま市条例第30号

### さいたま市議会の議員の議員報酬の特例に関する条例

#### (議長等の議員報酬の特例)

第1条 さいたま市議会の議長、副議長及び議員（以下「議長等」という。）の議員報酬の月額を、さいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成13年さいたま市条例第36号）第2条の規定にかかわらず、同条各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める議員報酬の月額から、当該額に次の各号に掲げる職の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、議長等の期末手当の額の算定の基礎となる議員報酬の月額は、同条に規定する額とする。

- (1) 議長 100分の20
- (2) 副議長 100分の15
- (3) 議員 100分の10

#### (端数計算)

第2条 前条の規定によりさいたま市議会の議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例第2条に規定する額から減じることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、令和2年6月1日から施行する。

##### (失効)

- 2 この条例は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。